

特集

ANALYSIS

求められる情報開示の仕組みと 非財務情報の重要性

水野雅弘

コーポレートディスクロージャー プラットフォーム研究会 委員
株式会社テレフォニー 代表取締役

「責任ある投資の諸原則」の インパクト

二〇〇六年四月二七日、ニューヨーク証券取引所で国連環境計画・金融イニシアチブ（UNEP FI）と国連グローバル・コンパクトが協調し、「責任ある投資の諸原則」の調印式が行われた。この調印には住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行など、日本の六機関を含む一六カ国の大手金融機関が参加している。

従来、社会的責任投資は重要なといわれ続けてきたが、その具体的な方針は運用者、運用委託者によつてまちまちであった。今回、国連の旗振りを通じて、世界の主要機関投資家が足並みをそろえた意義は大きい。その運用資産総額五兆ドル以上。「持続可能な市場」の実現に向け、実効性ある一步が記されたといえる。もちろん環境・社会・コーポレートガバナンス（ESG：Environmental, Social and Governance）に関し、十分な経営基準を企業に求める動きは強まるに違いない。

ただし課題がないわけではない。この調印では総論に関する合意が成されたとはいえ、個別の各論に關する議論はこれからスタートする。

投資諸原則を実務レベルに落とし込んだ運用面での基準については調整が難航することが予測される。

最大の課題は投資先企業の選択に関する基準づくりである。社会的責任投資では、「社会的によい会社」に投資をすることが大原則だ。しかし、その選択が非常に困難を伴うのは言うまでもない。現在のところESGそれぞれを単独で示す指標は存在するものの、各国の機関投資家から望まれている企業のESGへの取り組みを総括して相対評価し、投資判断に役立つような指標は全く存在していない。

これらの課題を抱えているとはいっても、今後、企業の環境や社会に対する配慮、それを実現する企業統治（コーポレートガバナンス）のあり方に関し、より多くの情報開示が求められることは間違いない。非財務情報の自主的開示が企業活動の評価基準となり、企業価値向上につながる重要なファクターとなりつつある。

情報開示を強化する 法制化の動き

「責任ある投資の諸原則」の調

印に至るまでには、長年に渡る各國、各企業の取り組みがあった。かつてエクセレントカンパニーと呼ばれたエンロンやワールドコムの粉飾決算、破綻をきっかけに、アメリカで企業改革法（SOX：Sarbanes-Oxley Act）が成立したのは二〇〇二年七月のこと。同様に

欧州においても、二〇〇一年にはフランスで上場企業約九〇〇社を対象とした新経済規制法が制定され、イギリスでも環境、従業員関係、社会問題に関連した情報を含む非財務情報の報告を義務づけた会社法（OFR：Operating and Financial Review）制定の動きが加速した（二〇〇五年一一月に施行延期）。企業の情報開示の信頼性、透明性を強化する法制化の波は、大きな世界的潮流となつたのだ。

この波を受け、日本国内でも同様の動きが加速している。特に雪印食品の牛肉偽装や三菱自動車のリコール隠蔽、コクドやライブドアの粉飾決算など、企業不祥事が頻発して以来、企業の健全性、透明性、信頼性を問う世論が高まっている。これらの不祥事は敏感に株価に反映され、投資家にとっても、財務情報以外の企業情報がり

スクマネジメントにおける重要な情報として認識されるに至った。

これらの世論も後押しする形で、

今年五月には新会社法が施行され

た。これは上場企業への規制を大

幅に強化した法律であり、決算内

容の正確性を保証する「宣誓書」

の提出が義務づけられた。さらに

金融庁では今後、日本版SOX法

ともいえる「企業改革法」施行の

準備が進められている。企業ぐる

み、会計監査法人ぐるみの隠蔽、

粉飾決算などの事件を鑑み、その

草案は企業における情報の信頼性

を確保し、情報開示の抜本的改革

を目指すものとなっている。

コードボレートガバナンスが

目指すもの

こうした世界的、国内的情勢を背景として、二〇〇五年度に「コードボレート・ディスクロージャー・ポリーム研究会（CDP研究会）」が発足した。富士ゼロッ

クス、日立製作所、QUICKおよび事務局であるテレフォニー、アドバイザーとして迎えたあざさ監査法人の計五社から成る。

その主要な問題意識は、企業の

情報開示の本来あるべき姿を探る

ことにあった。新会社法（二〇〇六年五月施行）、e文書法（二〇〇五年四月施行）や日本版SOX法

制定への動きが強化されたとはい

え、現在の日本企業の情報開示に

対する意識は低いといわざるを得

ない。とり立ててESGを意識し

た情報開示を行うわけではなく、

多くは従前のアニュアルレポート

の範囲内での開示や、リリース等

で単発的に対外発表がなされるに

止まっている。この姿勢はどちら

かと言うと「制度的開示（法定開

示）をクリアすればよい」という

消極的な態度であり、開示情報を

積極的に活用する段階には至って

いないのだ。

このようなスタンスから見れば、法案成立目前といわれる金融商品取引法に対し、多くの報道に見ら

れるよう、「対応する」という言葉が発せられるのは不思議ではない。

しかし本来コードボレートガバナンスとは、株主への責任を果たすためコンプライアンスの強化や経営組織の健全性・品質向上を目指すことに止まるものではない。ましてや単に「法律に対応する」といった発想のものでもない。

を実現する内部統制の強化と運用は、業務の有効性・効率性を高め、資産保全、コンプライアンス、財務報告の信頼性を高めることにつながる。しかし忘れてはならないのは、

スそのもの「決算情報」に次いで高

経営トップが責任を持つて企業の実情を公表することは、企業から社会へのメッセージであり、一般消費

者、投資家も含めたステークホルダー」と「約束」を交わすことである。

それは「経営品質の確保」に関する約束であり、この約束によつて企業のブランディングが高まり、ひいては企業価値と評価の拡大＝収益の拡大へつながっていくのである。

企業の持続的発展をもたらす経営手法「コードボレート・グロース・マネジメント（CGM）」はまさに内部統制・リスクコントロール・情報開示のサイクルを循環させる仕組みとして、ステークホルダーエンゲージメントを実現する注目すべき概念である。

一般消費者や個人投資家の意識も、この流れと矛盾するものではな

い。今年五月、当社はWebを通じたアンケート調査を行つた。回答者の属性は個人投資家が五〇%、個人投資家以外が五〇%。企業の信

約八五%が「関心がある」と答え、企業の信頼性につながる要素として「法令の遵守」が、「商品やサービス

スそのもの」「決算情報」に次いで高い得票数を得た。

興味深いのは「コードボレートガバナンス」に関する認知度は、必ずしも高くはないという点である。

コンプライアンスや社会貢献などと混合した形で理解している例が多い。ただし企業に対しスピーディな情報開示を求める声は強い。

コンプライアンスや社会貢献などと混合した形で理解している例が多い。ただし企業に対しスピーディな情報開示を求める声は強い。

多い。ただし企業に対しスピーディな情報開示を求める声は強い。



図2 企業の信頼性や透明性を確保するためには、どんな情報の開示が必要だと思いますか?

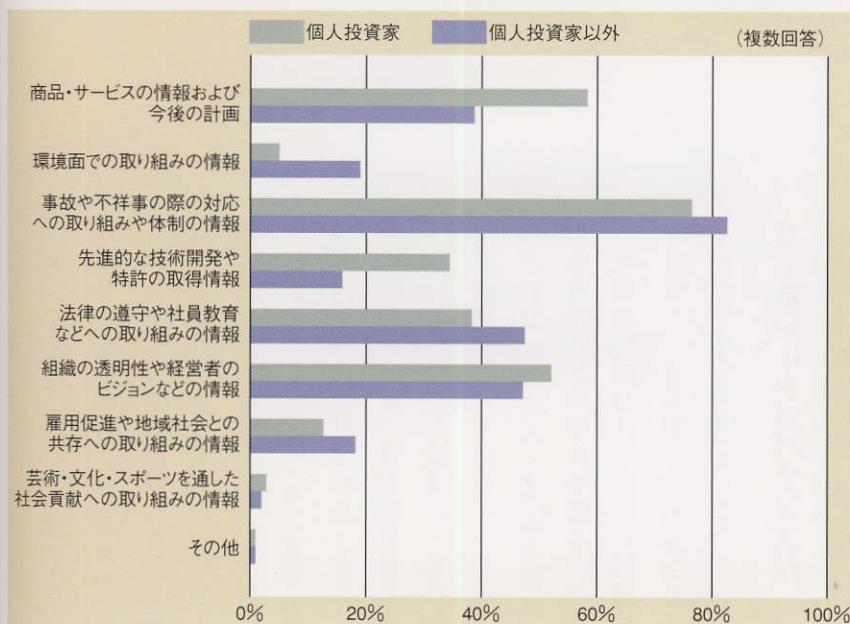
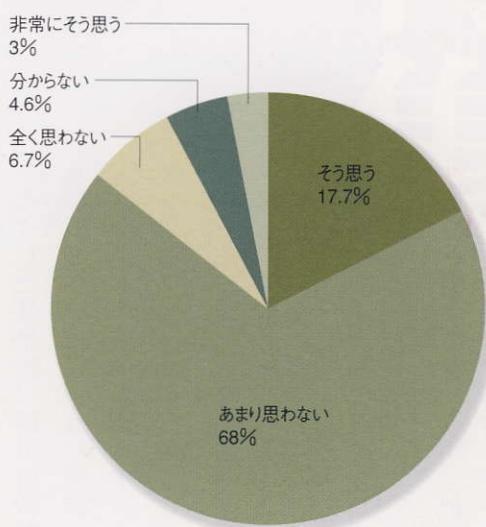


図1 企業は一般の生活者や社会に対して信頼性や透明性を確保するために十分な情報の開示をしていると思いますか?



から言えるのは、情報を開示する側の企業よりもステークホルダーのニーズのほうが先行しているという事実である。消費者のニーズに応えることで利益を確保する企業体として、このことの重要性を見逃してはならない。

なお、今回のアンケート調査で興味深い回答をいたいた設問・回答を参考に紹介したい(図1、図2)。

ESG指標策定における観点

CDP研究会では、このような社会の要請を踏まえ、いわばSOX法の先を見据える形でESGに関する指標(非財務情報開示指標)の標準化と情報開示プラットフォームの研究を進めてきた。二〇〇五年六月から二〇〇六年三月までの約一〇カ月間に渡り、主に進めた検討テーマは以下の四点である。

①企業の情報開示(ディスクロージャー)の信頼性や健全性を向上させるための、現時点での各企業の取り組み

②企業価値を高めるための情報開示レベルの指標化

③ステークホルダーが求める情報開示の信頼性と第三者評価保証の仕組み

から言えるのは、情報を開示する側の企業よりもステークホルダーのニーズのほうが先行しているといえることで利益を確保する企業体として、このことの重要性を見逃してはならない。

一つとなつたのは有価証券報告書と非財務情報との統合である。欧米では企業の情報開示に関する評価を行う第三者機関が多数設立されている。コーポレートガバナンスの開示事項をスコア化することによって企業の格付けを発表しているISS、サステナビリティレポートのガイドラインづくりを行っているGRI、英国のNGO組織であり、CSRのマネジメント規格であるAAI、二〇〇〇規格を策定しているAccountability(The Institute of Social and Ethical Accountability)などは世界的に活躍している組織である。

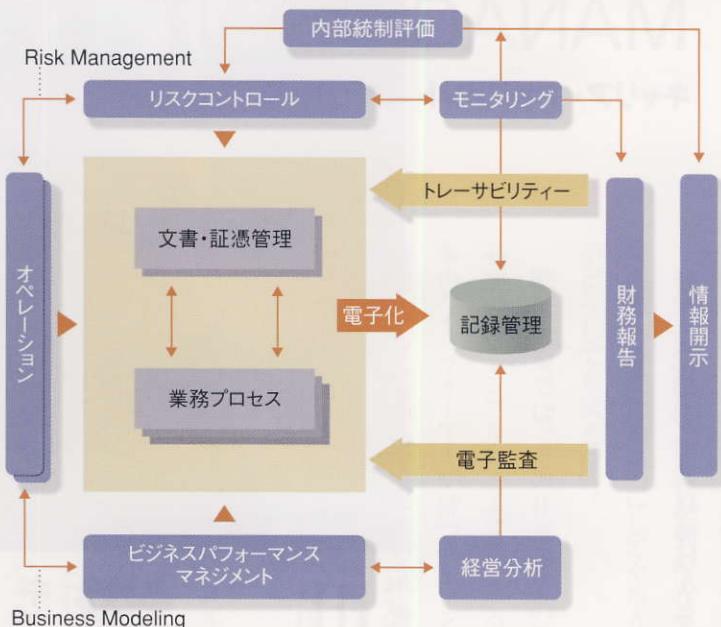
情報開示プラットフォーム構築に向けて

CDP研究会のもう一つの主要テーマは、情報開示プラットフォームの構築である。具体的には「ディスクロージャーベンチマークサーバー」を立ち上げ、参加企業がセルフアセスメントサービスをインターネットを経由で受けることができるサービスモデルの研究を行ってきた。

が独自の評価基準を定め、公開資料を分析し、総合評価を行っているのだ。一方ヨーロッパでは、人材の教育やCSRのレーティング評価も含めた企業の社会的責任を評価する組織が多い。

冒頭でも述べたようにESG指標については、ニーズはあるながら適切なものが存在していない。国連での「責任ある投資の諸原則」の調印は、これまで関連性なく存在した有価証券報告書と非財務情報とが統合される可能性を示した。今後は年次財務報告書とサステナビリティレポートやCSRレポートを統合する動きも出始めている。CDP研究会ではESG指標の策定に際し、これらの動きも前提として検討を進めてきている。

図3 e-RM Conceptに基づくディスカロージャープラットフォーム



このサービスモデルでは、インターネットを介した企業外のネットワークと連動する形で、企業内のインターネットプラットフォームの構築も想定している。ベンチマークサービスへの開示情報集約のために、必要に応じて企業内の各種データを収集し、抽出するシステムであり、電子メール、財務、会計データ、各種帳票類などを、業務プロセスに沿って管理し、企業（グループ）内のイベントを一元管理・記録する。

手の米アンダーセン会計事務所が電子メールやその他データを削除し、隠蔽を図つたのは有名な話だ。情報開示プラットフォームによる管理は、こうした不正を抑止し、内部統制による企業の監査報告書の信頼性と信憑性を高めることができるだろう。あらゆる業務プロセスのトレーサビリティが可能になることも、内部統制評価報告書の信頼性を高めることに寄与するはずだ。

ースすることもできる。このe-RMという概念から生まれるサービスやソリューションは、エビデンスとプロセスを関連づけるだけではなく、将来の電子監査を見据え、電子化されたドキュメントとデータとを一元管理していくことも可能となるだろう。

脱線事故やJALの整備不良隠蔽問題などは、企業のみによる情報開示の限界を示している。内部統制評価の信頼性を保証するには第三者機関の存在が不可欠なのだ。

CDP研究会では二〇〇六年秋頃を目標に、「NPO CDP協議会（仮称）」を立ち上げる予定である。その第一段階のねらいは、公平・中立な非財務情報開示の基準を策定することにある。すでに欧米で歴史を持つNGOやグローバルな団体

研究会立ち上げのコア企業である富士ゼロックスは、アメリカのゼロックスコードボーレーションの見と経験を取り込み「e-RM」というITプラットフォームの構築を進めている。ゼロックスコードボーレーションはすでにSOXの二度の監査を経て、膨大なノウハウが蓄積されている。

有効な対応策として注目されてい
る。さらに日本版SOX法が施行
された後には、内部統制評価のた
めの効率的運用が求められるだろ
う。この要求に応えるためには電
子監査システムの構築が必ずしも
は有効なサービス＆ソリューション

との整合性、調整を図りながら、日本企業の情報公開を世界レベルに引き上げることを目指す。また将来的にはステークホルダーがワンストップで情報にアクセスできる仕組みの提供や、企業自身がセルフアセスメントできるベンチマークサービスの提供などを実施していく。

このプラットフォームでは財務データや業務プロセスの証拠となる文書（エビデンス）など、企業

信頼できる 第三者機関の必要性

活動に關係するすべての情報・ドキュメントが関連づけられ、経営

第二者機関の必要性

賛同をお願いし、ご参加とご協力を
いただければ幸甚である。

者がモニタリングやリスクをいつでも管理することが可能である。

オームの構築と浸透の成否を分け
る鍵の一つは、ステークホルダーの

連絡先：CDP協議会準備事務局

同時に管理情報のレポートや企業活動の履歴に関して、任意にトレ

信頼を勝ち得る第三者評価機関の確立にある。JR西日本で起きた

(株式会社 テクノホールディングス)
e-mail : cdp@csr.ty

富士ゼロックス株式会社
ERM推進室長

RISKMANAGEMENT

赤羽洋一

日本らしい 内部統制モデルの 実現に向けて

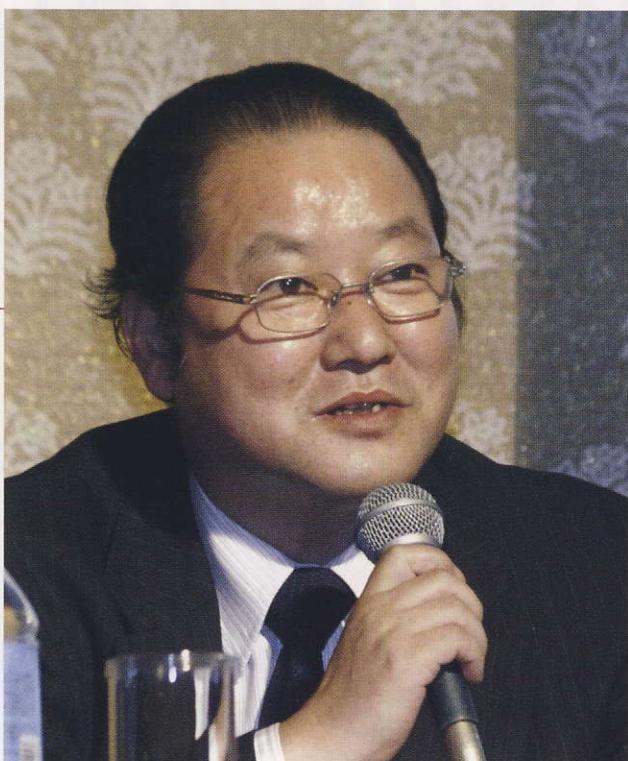
J-SoX法と公開草案の概要

—今回の公開草案の公表までには、米国のSOX法をベンチマークとした上で、さまざまな議論があつたと思います。どういった議論があつて、どういったところが違うのでしょうか？

鈴木 私がメンバーとして参加している金融庁の内部統制部会では、なるべく企業の負担を減らそうという姿勢を当初からずっと出していました。実際の米国のケースや、SECのラウンドテーブルなどでの反省点を踏まえて、基本的には実効性の高いルールに

しないと根付かないのではないかというのが部会の一貫したスタンスです。

本年七月一三日、金融庁の企業会計審議会内部統制部会が「財務報告に係わる内部統制の評価および監査基準（公開草案）」を公表してから五ヶ月。内部統制の重要性は連日新聞紙面やビジネス誌で取り上げられている。また日本公認会計士協会では、来年三月を目処にガイドラインの公開草案を出すことが予定されている。こうした状況の中、内部統制の再考に取り組まれるCFOの方々にとって、現段階で踏まえておくべきポイントは何か？富士ゼロックスが一〇月に開催した経営革新セミナー「内部統制とリスクマネジメント」の内容をもとに、誌上対談として紹介する。



鈴木輝夫 氏
あづさ監査法人
経営改革支援本部長

いわゆる内部統制の守備範囲は非常に広いので、主要なコントロール、いわゆるキー・コントロールにフォーカスして見てゆくという考え方をとつていて、瑣末な内部統制まで全部見ていくということではないこと。三つ目は、ダイレクトレポートингという形でなく、基本的には企業が自ら評価したものを監査人がそれに対し保証を与えるという形をとろうということです。

米国では、企業が一生懸命これだけやったのに、監査人が来て違うところを一生懸命にほじくり返して、また違うことを言つてくるようなことがあります。

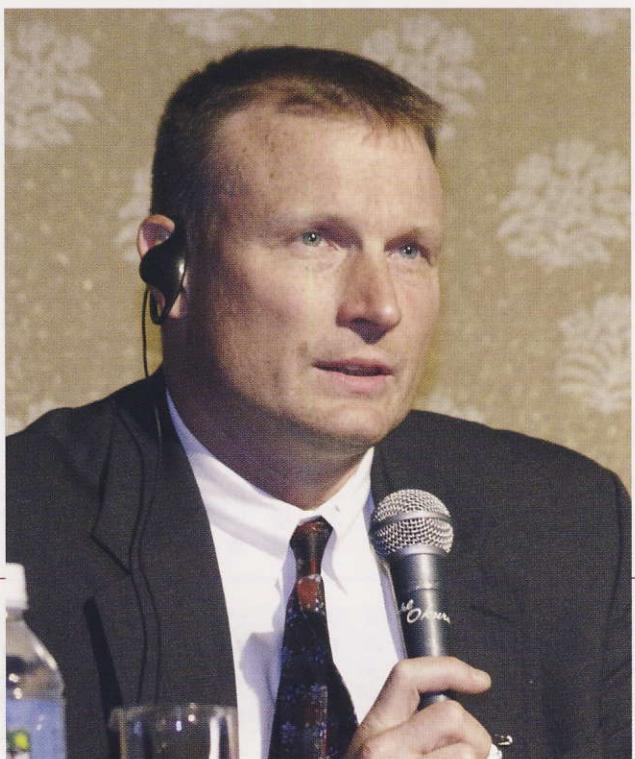
つたようですが、企業がやったものとなるべく使って監査してくださいというのがこの公開草案の趣旨で、その結果、なるべく負荷が減るようにと

いう構成になっています。最後に監査人と会社のコミュニケーションも範囲の決定などで、なるべく頻繁に行なうべきだということも入っています。

結果的にリスクを絞り込んだ形での文書化ができ、会社にとつてもプラスが増えることを期待しています。

米国SOX法の現状と将来

—米国ではSOX法対応ということで膨大のコストがかかったと聞いています。SOX法は現状



ピーター・ギャラガー 氏

ゼロックス・コーポレーション
ディレクター＆グローバルインターナショナルコントロール

これからSOX法について言えば、トップダウンのリスクアプローチをよりサポートすることが不可欠です。まず、その企業の全社レベルでの統制の強みをしっかりと見て、そこからプロセスレベルの統制に入していく。その結果、その企業が進化し、監査人がリスクベースのアプローチをもつと許容することになる。そうすれば文書化のところにもっと時間がかけら

どのように受け入れられているのか、また、SOX法はこれからどのように進んでいくのでしょうか？

ギヤラガー SOX法について米国実業界から起こっている不満は、さまざまなことがリスクを十分に加味されず評価され、実態が重視されていないといった点と、大きなシステムを期末に導入した場合など、十分な時間がないので、そのシステムやプロセスにコントロールが機能しているのかないのが証明できず、それがひとつ不備となつてシステムの導入が遅れてしまうことでし。現在は、期末のシステム導入の件を除いてほとんど対応済みです。

—米国企業では、内部統制のプロセスをすべて文書化することで、業務の効率化に繋がったとか、あるいはもう一步進んで、内部統制プロセスの強化を企業価値の向上に繋げていこうという、かなり積極的な動きも出て来ていると聞きます。そのような状況も踏まえ、今後の内部統制の進むべき方向についてどのようにお考えでしょうか？

鈴木 日本企業でいえば、それなりの内部統制というのは、文書化はされていなくても「ある」と思いますが、それを文書化して、体系立てて見てゆくことが今までなかつたのであって、むしろそれをを持つことは日本企業がより強くなることにつながると思います。例えば米国エンロンのケースでも、外から見るとコーポレートガバナンスとしては最高の会社であったのにもかかわらず、実際に中はどんどん腐つてしまい、結果はあるようになつてしまつたわけです。ですから、その辺のところを十分考えながら、経営者として自覚を持ち、自分の力で内部統制を一度作ってみると重要な意味があるし、

これ、本当にリスクのあるところに集中できるようになるでしょう。

内部統制の本質は 企業の持続的成長を促すこと

—米国企業では、内部統制のプロセスをすべて文書化することで、業務の効率化に繋がったとか、あるいはもう一步進んで、内部統制プロセスの強化を企業価値の向上に繋げていこうという、かなり積極的な動きも出て来ていると聞きます。そのような状況も踏まえ、今後の内部統制の進むべき方向についてどのようにお考えでしょうか？



そこからまた日本企業は持続的に成長していくの
と思っています。

統制環境とCSR

— 内部統制の基本要素の中でも統制環境が一番
はじめのところに来てています。何故、統制環境が
重要なのか、組織と人、CSR、内部統制の評価
との関係でどうでしょうか？

ギャラガー ゼロックス社では、SOX法を遵守して倫理を社内全体に浸透させることを狙いとして、エンタープライズ・リスクマネジメントオフィスを設置しました。メンバーは八名。非常に経験豊富な実績を上げたビジネスマンばかりで、その長は、責任者、つまりCEOに直接レポートします。

このオフィスの具体的な責任・活動は二つあります。一つは、全社的に倫理観の調査を行なうことです。毎月、ランダムに行ない、全世界を対象に秘密に行なっています。もう一つは、エシックス・ホットラインというもので、内部通報とよくいわれます。このようなプロセスを持つと、残念ながら多くの苦情があり、重要なものもあれば比較的些細な問題まで上がってしまうという問題もあります。しかし、例えば遠くにある小さな子会社で、ゼネラルマネージャーがある特定な環境で非常に権威主義者になってしまい、従業員と上手くいかないケースがあった場合、そのような子会社は、SOX法のテスト結果では正しいように見えてしまうかもしれません、実際には不正行為

が行なわれているかもしれないのです。まだまだ改善の余地はありますが、リスクマネジメントオフィスではこのようなケースも含めて、世界的に実施調査しています。

水野

昨今のさまざま事件を見て感じることですが、社会的な大惨事は、一瞬にして企業の価値、社会的な信頼をなくしてしまいます。こうした中で、CSRはコーポレート・ソーシャル・レスponsibilityといいながらも、コーポレートの基本は人だから、やはり個人、つまり従業員が企業の社会的責任をどう考えているかが問われます。特に内部統制においては、企業の責任というものの自体を、どう従業員が正確に認識し、さらには教育をしているかが大切です。従来であれば、まったく文章に残さ

なくとも倫理観をもつて行なえばある程度防げるはずだという考え方でも通用したかもしれません。しかし、例えは遠くにある小さな子会社で、ゼネラルマネージャーがある特定な環境で非常に権威主義者になってしまい、従業員と上手くいかないケースがあった場合、そのような子会社は、SOX法のテスト結果では正しいように見えてしまったかもしれません、実際には不正行為

思います。

鈴木

私たちが監査する場合、最初に全社的な内部統制の評価を行ないます。実際に組織レベルでどういう倫理的な価値、取締役会、コーポレートガバナンスがとられているのか見ていく、その後に業務プロセスのレベル、販売プロセスはどう

思います。その意味では、今まで単純に利益を確保する、収益を上げるといった点からの生産性や各人のキーパフォーマンスという指標でしたが、これからは、リスクという観点から見たときに、どこまでそれを軽減させられるのかというアプローチから組織のパフォーマンスを計つていく指標を全社的に構築することが大切になるのではないかとうか。



水野雅弘 氏
株式会社テレフォニー
代表取締役社長

なのかなというようなことを見ていくわけです。入り口は財務報告ですが、実際の内部統制というのは業務プロセスの中にあるわけで、最終的には連結ベースで見た上で、こちらからさまざまな質問を投げかけ、証拠書類や、証拠資料を出していただくことになります。

内部統制とITの活用

—日本のフレームワークの中には米国と違い、ITの対応が入りました。内部統制の目的と具体的なITの活用はどのような関係がありますか？

水野 内部統制の目的は、当然のことながら財務報告の信頼性であり、コンプライアンスの遵守であり、また業務の有効性・効率性を図っていくことです。しかしどこに向かって走るか、目標をしっかりと置かないとコストがかかるばかりか、ISOXがあるから内部統制をしなくてはいけないと、本末転倒になるケースも出てきます。経営者自らが、リーダーシップを發揮してトップダウンでその目標値・その仕組みを明確に従業員まで正しく伝え、そしてその結果を評価したものをデスクローズしていくサイクルを作り上げることが極めて重要になります。

日本のフレームワークの中においては、ITの対応という構成要素が入っていますが、業務の効率性といったコストを抑える為のIT戦略だけでなく、ほんとうに透明性・健全性もしくは社会性ということを見据えた上で内部統制に向けて、全社を上げて進めることが重要です。そのため

は、文書化に併せて徹底した記録管理、いわゆるエビデンスとなる証拠書類を文書化で定義した業務プロセスと紐づけて記録管理ができ、その結果としてトレーサビリティも実現する情報インフラが必要だと思います。購買にしても販売にして

PR

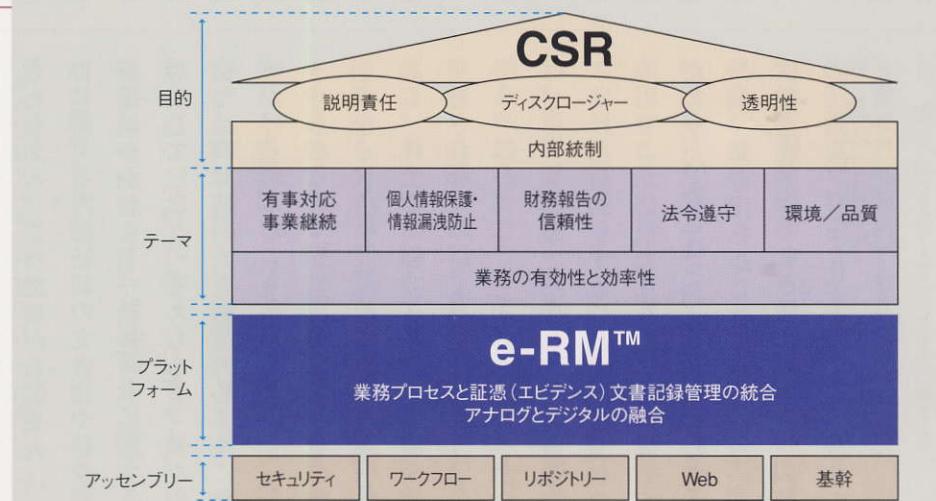
富士ゼロックスが提唱するe-RM

内部統制や情報ガバナンスを強化する上で欠かせないのが、企業活動のトレーサビリティを実現することです。社内には意思決定や業務プロセスに関する膨大な基幹データとドキュメントが存在しますが、これらを証拠として記録し、統合的に管理する情報基盤が求められるのです。そのため富士ゼロックスが構築中なのが「e-RM (electronic-Records Management)」です。

e-RMとは、企業活動の結果である財務データや業務プロセスの証左となる文書など、企業活動に関する情報書類を紐付けし、一元的に電子記録管理すると同時に、管理情報のレポートや企業活動の履歴を可能にする仕組みのこと。これによって企業経営における説明責任や透明性を、高いレベルで担保できるようになります。それは、事業活動の証拠となる文書を、業務プロセスと連携した「記録」として適切に管理することで、ステークホルダーがその記録を必要とした際に、即時公開できるようになるからです。

またe-RMは、財務報告の信頼性を担保するというだけでなく、環境品質、法令遵守、事業継続といった側面においても、高度な要求に対応する仕組みです。まさに企業品質を高めるための基盤として、重要な役割を果たすと考えています。

も、部門間ににおける業務プロセスにおいて、しっかりと証跡の記録管理を行ない、その上で内部統制評価書を作り上げができる仕組みとして、ITの活用を考えるべきなのではないでしょうか。



富士ゼロックス株式会社 お問い合わせは 0120-274-100 まで [受付時間] 9:00~12:00, 13:00~17:00(土、日、祝日を除く)